

WEBバンキングサービス利用規定

第1条 WEBバンキングサービス

1. WEBバンキングサービスとは

WEBバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピュータ、携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼にもとづき、資金移動、口座情報の照会、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約等の取引を行うサービスをいいます。ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。かかる追加または変更により、万一お客様に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 利用申込

- (1) 本サービスの利用を申込されるお客様は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ「しんきんWEBバンキングサービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
- (2) 当金庫が申込書に押印された印影と、あらかじめお客様が当金庫に届け出た印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうへは、申込書に偽造、変造その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワードの盗用・不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者としてします。

4. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込にもとづき、当金庫が申込を適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

5. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限り、なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

6. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

7. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の基本手数料（以下「利用手数料」といいます。）および消費税（地方税を含み、以下同じ。）をいただく場合があります。この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ただく「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引落します。なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。
- (2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

契約者IDおよび以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。

2. 初回ログイン用パスワードの届出

初回ログイン用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。

3. 資金移動用パスワード

資金移動用パスワードは、お客様が指定する暗証番号とし、当金庫所定の書面により届け出るものとします。

4. ログインパスワードの変更

お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更します。なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、次に定めるとおりとします。

- (1) お客様が指定した初回ログイン用パスワードおよび契約者IDを端末からお客様自身が入力します。
- (2) 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。

5. 本人確認手続き

(1) 取引の本人確認および依頼内容の確認

お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。

- ① 契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワードの全部または一部を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様自身が入力します。
 - ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されている各内容の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - a. お客様の有効な意思による申込であること。
 - b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、当金庫は、お客様本人の真正な意思による有効な取引として取扱うものとし、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。ただし、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、当金庫は第 13 条に定める条件に従いこれを補填します。
6. パスワード等の管理
- (1) 各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
 - (2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用等の事実またはその他のおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡をしてください。
 - (3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により届け出てください。当金庫は、お届け出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- (2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。

2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。当金庫は、前項のサービス利用口座の届け出に従い取引を実施します。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

第4条 ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受け付け義務を負いません。

第5条 資金移動

1. 取引の内容

- (1) 本サービスによる取引は、お客様の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払元口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落しのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込先口座」といいます。）に振込または振替を行う依頼を発信することができます。
- (2) 支払元口座と振込先口座が当金庫の同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」とし、それ以外の場合は、「振込」として取扱います。なお、振込・振替の受け付けにあたっては、当金庫所定の手数料（以下「振込手数料」といいます。）および消費税をいただきます。
- (3) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払元口座から振込金額、振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- (4) 支払元口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカー

ドおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

(5) 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。

- ① 振込または振替時に、振込金額または振替金額と振込手数料および消費税の合計金額が、支払元口座より払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
- ② 支払元口座が解約済のとき。
- ③ お客様から支払元口座についての支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- ④ 差押等やむをえない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。
- ⑤ 振替取引において、振込先口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- ⑥ その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

(6) 振替取引において、振込先口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払元口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、振込先口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

2. 振込指定日

振込依頼の発信は、原則としてお客様が指定された振込指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を振込指定日とします。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込依頼を発信することがあります。

3. 依頼内容の変更・組戻し

(1) 振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において、次の①および②の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻手続きにより取扱います。

- ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払元口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻手続きにより取扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払元口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③ 組戻された振込資金は、当金庫所定の方法により当該取引の支払元口座に戻し入れます。

(3) 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

(6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻しを行った場合、第1項第2号の振込手数料は返還しません。

(7) 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の手数料および消費税をお支払いいただく場合があります。

第6条 定期預金取引

1. 取引の内容

(1) お客様ご本人名義の定期預金口座を開設することができます。この場合、当金庫が特に定める場合を除き、開設する口座のお取引店は代表口座のお取引店とし、お届け印は代表口座のお届け印と共通とさせていただきます。

(2) サービス利用口座として登録のある定期預金口座（以下「定期登録口座」といいます。）に、当金庫所定の定期預金商品につき預入することができます。

2. 適用金利

定期預金の新規受け付け等における適用金利については、受け付け時点ではなく、取引の実行日の金利を適用します。

3. 定期預金の解約

(1) 定期預金の解約について、当金庫は原則として満期日以降（据置定期預金の据置期間経過後の場合も含みます。）に各定期預金規定に従って受け付けます。お客様の指定する定期登録口座に預入された個別の各定期預金のうち、お客様の指定する定期預金に対して解約予約の依頼をすることができます。ただし、対象となる定期預金の種類は当金庫所定のものに限りします。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前（据置定期預金の据置期間経過前の場合も含みます。）の定期預金の解約の依頼に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。また、この場合、当金庫の定める一定限度額までの取扱いとします。

(3) 第1号および前号の解約の場合の元金・利息は、お客様の「代表口座」に入金するものとします。

第7条 口座照会サービス

1. 取引の内容

お客様が指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報および当金庫が定める各種取引

の内容を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限りです。

2. 照会後の取消、変更

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容については、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス

1. 取引の内容

- (1) Pay-easy（ペイジー）税金・各種料金払込みサービス（以下、「税金・料金払込みサービス」といいます。）により、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対し、税金、手数料、料金等（以下「各種料金」といいます。）の照会および支払指定口座から指定の金額を引落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落とし金を払込むことができます。
- (2) 税金・料金払込みサービスの1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 当金庫は、お客様に対し税金・料金払込みサービスにかかる領収書を発行いたしません。
- (4) 収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (5) 収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。
- (6) 税金・料金払込みサービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料および消費税をいただく場合があります。

2. 利用の停止・取消等

- (1) 税金・料金払込みサービスの取引依頼が確定した後の取消、変更はできません。ただし、収納機関からの連絡にもとづき取り消される場合は、この限りではありません。
- (2) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、税金・料金払込みサービスの利用を停止することがあります。税金・料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (3) 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合、税金・料金払込みサービスを利用できない場合があります。
- (4) 次のいずれかに該当する場合、税金・料金払込みサービスをご利用いただくことができません。
 - ① 払込金額と振込手数料および消費税の合計金額が、支払元口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ② 支払元口座が解約済のとき。
 - ③ お客様から支払元口座についての支払停止の届け出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押、相殺等やむをえない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。
 - ⑤ その他、税金・料金払込みサービスができないと当金庫が認める事由があるとき。

第9条 通知サービス

1. 取引の内容

お客様がサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客様の指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。

2. 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。なお、前項1.の事由による遅延もしくは不達のために生じた損害については、第13条に定める場合を除き当金庫は責任を負いません。

第10条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の方法により届け出るものとします。この届け出の前に生じた損害については、第13条に定める場合を除き当金庫は責任を負いません。

第11条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第12条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

第13条 不正な資金移動等

1. 補てんの請求要件

契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、お客様の責によらず生じ、かつ次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫が別途定める基準にもとづき、補てんを請求することができます。

- (1) 第三者に本サービスを不正に利用されたことに気づいてから直ちに当金庫への通知が行われていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること。
- (3) 当金庫に対し、被害状況を説明し、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されたことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、当金庫の調査に協力していること。

お客様からの補てん請求がなされた場合、不正な資金移動等がお客様の故意または過失による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に 30 日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を第 2 条第 5 項第 2 号本文の規定にかかわらず補てんするものとします。

不正な資金移動等がお客様の過失による場合、当金庫は、当金庫の判断により、事案の内容に応じてお客様の損害の全部または一部を補てんすることがあります。

2. 補てんの請求対象外要件

前項の定めは、前項に係る当金庫への通知が、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の情報・機器等の盗用等（当該盗用等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。また、次のいずれかに該当する場合も当金庫は補てんいたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ① お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - ② お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

第 14 条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ただし、第 13 条に定める補てんの請求要件に該当する場合はこの限りでないものとします。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむをえない事由があったとき。
- (2) 当金庫、当金庫の委託先または金融機関のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピューター等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となったとき、または本サービスの取扱いが遅延したとき。
- (3) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当とされているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱらお客様または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めに帰さない事由により、契約者 I D、ログインパスワード、資金移動用パスワード、その他の本人確認に必要な情報または当金庫とお客様との取引に関する情報等が漏洩したとき。
- (4) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

2. 通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。当金庫は、本サービスに関して端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第 15 条 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは、第 17 条第 4 項第 1 号、第 2 号①から⑤および第 4 項第 3 号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 17 条第 4 項第 1 号、第 2 号①から⑤または第 4 項第 3 号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫は本サービスの利用申込をお断りするものとします。

第 16 条 利用停止等

不正に利用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第 17 条 解約等

1. 都合解約

本サービスは、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。
お客様からの本サービスに関する解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本サービスは全て解約されたものとみなします。

3. 強制解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本サービスを解約することができるものとします。この場合、お客様への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本サービスは解約されたものとします。

- (1) 2年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (2) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を支払わなかったとき。
- (3) 住所変更の届け出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
- (4) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。
- (5) 相続の開始があったとき。
- (6) 各種パスワードの不正使用があったとき。

4. 反社会的勢力に該当すると判明した場合における解約

前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は本サービスの利用を停止し、またはお客様に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (1) お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ お客様が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各項に準ずる行為

5. 解約後の処理

本サービスが解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本サービスの解約日以降、お客様の契約者ID、各種パスワード等は、すべて無効となります。

6. お客様による取引の中止

お客様は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「IB取引中止」といいます。）することができます。IB取引中止をした場合は次のとおり取扱います。なお、IB取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本サービス自体は効力を失わないものとします。

- (1) IB取引中止後は、お客様は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- (2) 本サービスを再開する場合は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。
- (3) IB取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取扱うものとします。

第18条 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 19 条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

第 20 条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。

第 21 条 契約期間

本利用規定に基づく契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申し出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 22 条 機密保持

お客様は、本サービスによって知りえた当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 23 条 準拠法・管轄

本利用規定および本サービスの準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当金庫本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 24 条 譲渡・質入・貸与の禁止

本取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第 25 条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上

ワンタイムパスワードサービス利用規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、WEBバンキングサービスの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービスの利用者は、WEBバンキングサービスをご契約のお客様に限るものとします。

第3条 利用申込および利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには、「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

(1) ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式で、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客様はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込および利用開始

(1) ハードウェアトークン

お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫あてに申してください。

お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを郵送いたします。

トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークンID」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

(2) ソフトウェアトークン

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きにもとづき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

1. 本サービスの利用開始後は、WEBバンキングサービスの利用に際し、当金庫は、当金庫所定の取引について契約者IDおよびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は、契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫は、お客様からの取引の依頼とみなします。
2. 前項1. にかかわらず、契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は、前項1. の認証のほか、当金庫が資金移動用パスワードを確認し、当金庫が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には、当金庫は、お客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込を行ってください。

利用できなくなったハードウェアトークンは、当金庫所定の手続きにより当金庫に返却してください。

2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は、第3条の利用開始手続きを行うものとします。
3. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。
4. 前項3. に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失および盗難

1. お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします。）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届け出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。
2. 前項1. の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、お客様の届出住所あてに郵送します。ソフトウェアトークンの場合、お客様に新たにアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。
3. 前項2. によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 手数料等

1. 本サービスの利用にかかるワンタイムパスワードサービス利用料およびハードウェアトークン発行手数料は、ともに無料といたします。
2. ハードウェアトークンを紛失、破損または盗難された場合は、再発行手数料および消費税（地方消費税を含みます。）をいただきます。
3. 当金庫は、本サービス利用料および発行手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除きます。)が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫あてに直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該ワンタイムパスワードの利用を停止します。当該ワンタイムパスワードの利用を再開するには、お客様が当金庫の所定の手続きをとるものとします。
5. お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様が届出住所の変更の届け出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、お客様は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
6. ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスは、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客様が当金庫に支払うべき本サービス発行手数料および再発行手数料を支払わなかった場合、お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. 前項2. にかかわらずお客様が相当期間、本サービス発行手数料および再発行手数料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスを解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。
4. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。

5. 前項1. から4. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。

第10条 譲渡・質入の禁止

お客様は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

お客様は、ソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、WEBバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

第12条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

第13条 準拠法・管轄

本利用規定および本サービスの準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当金庫本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以 上